



平成25年6月28日

各位



会社名 株式会社アイレックス

代表者名 代表取締役社長 畑 徹

(コード番号 6944)

問合せ先

役職・氏名

常務取締役 管理本部長 榎 恒久

電話03-3245-2011

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、平成25年3月期の内部統制報告書に、開示すべき重要な不備がある旨を記載致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、売上高の処理に関し、一部の事業所において、不適切な会計処理が行われていた可能性があることが判明したため、平成25年4月1日に親会社の社員から構成される内部調査委員会を設置するとともに、当社管理部所属の社員から構成される社内調査班を立ち上げ、不適切な会計処理の内容等につき、徹底した調査を行ってきました。また、弁護士、公認会計士で構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を同年5月7日に設置し調査を実施し、同年6月10日に第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。なお、第三者委員会の調査報告書については、同日付リリース（「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」）にて公表されております。

本件に関する当社の対応として、平成24年3月期の第1、第2、第3四半期報告書及び有価証券報告書並びに平成25年3月期の第1、第2、第3四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。本件は、取締役以下の役職員のコンプライアンスを踏まえた業務処理に対する自覚が欠如していたことに加えて、全社的な内部統制の重要な一部として取締役の業務執行を相互監視、監督すべき取締役会の機能が不十分で統制環境に不備があったこと、一部の売上及び外注費の計上プロセスにおいて担当部署と管理・経理部門の相互牽制、モニタリング等が不十分であったこと等の統制手続の不備に起因するものと認識しております。以上のような財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。本件発覚が当事業年度末日近くであり、時間的制約から当事業年度末日までに十分な整備・評価期間を確保できず、その運用の有効性を確認することができませんでした。

また、当期の決算において、仕掛品の評価につき、不正ではないものの当社の決算業務の妥当性について会計監査人から指摘されております。これは、正確な財務数値を作成するための当社の数

値の検証の不足及び当社における仕掛品に関する報告書の不十分なモニタリングが要因であり、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに開示すべき重要な不備があると判断いたしました。当該不備は期末の監査の過程で識別されたものであり、事業年度末日までに是正することができませんでした。

以上から、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、決算過程で適正に修正しております。

2. 開示すべき重要な不備の是正の方針

当社は、再発防止に向けた経営体制・仕組みを再構築し、コンプライアンスの機能強化に取り組んでまいります。また、決算・財務報告プロセスにおける不備については、体制の整備や決算手続きを確実に実施することで是正してまいります。

是正の方針

- ① コンプライアンス意識の向上
 - (ア) 企業倫理、行動規範等の周知徹底
 - (イ) 内部通報制度の周知徹底
 - (ウ) 社内教育の徹底
- ② 内部統制の一層の強化
 - (ア) 内部統制基本方針の強化
 - (イ) リスク管理意識の徹底
 - (ウ) 売上及び外注費計上プロセスの強化
 - (エ) 仕掛品評価プロセスの強化
 - (オ) 債権残高管理プロセスの強化
 - (カ) 業務管理部門における証憑照合の徹底

以 上